

関西労災職業病 No.41

関西労働者安全センター

1977. 9. 30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



● 労働者の相互交流に機関誌を大いに活用しよう / 11
● 労働者共済労災保険法
— 東京・大阪・京都の闘いか — / 12
● 闘いの甲から
— 燐酸による肝臓障害の労災認定を獲得 — ■ 全金港合同支部 / 9→10

- 前線から (ニュース) / 11→13
- 安全センター健診部便り / 14
- 南大阪労働者診療所運営委員会から / 15
- 被災労働者の声
■ 大阪府被災労働者同盟 白木 軍次 / 16→18
- 資料部から / 18
- 8月分会計報告 / 18

た誌面へ！ 相互交流に 大いに活用しよう...

各地に広がる労災斗争

関西労働者安全センターの機関誌である「関西労災職業病」は先月で才40号となった。才12号から現在のスタイルで発刊を続けてきたのであるが、その間その内容は大きな変化を遂げてきている。そしてその変化は安全センター自体が労災斗争・命と健康を守る闘いの中で果してきた役割の変化である。

誤解をおそれずに言えば、過去2年余りにわたる機関誌の特徴は、安全センターを中心として展開された闘いの報告書であったとも言えるだろう。しかしここ一年間にわたる変化として感じるのは、労災職業病斗争が各地域・職場の至るところでそれぞれ創意と工夫で独自にかつ広汎に行われていることである。その全ての闘いを安全センターが必ずしも掴んでいないこと、むしろそのような場合の方が圧倒的に増えているということである。従って、センター

機関誌が従来通りの方向であれば、多くの闘いについて広汎な人々がその経験を交流することができなくなるという状況が連んできていると言えるのである。

斗争内容の拡大・多様化

このことは喜ぶべきことである。安全センター（勿論のみではないが）が大阪を中心にして果してきた労災斗争の大衆化が進展し、各地域・職場に定着し、独自の発展を遂げてきたということも意味しているからである。確かに労災斗争はこの向極めて多様に発展した。労組執行部を中心とした組合ぐるみの闘いは勿論、未組織労働者の闘い、少数派組合の闘い、大企業労働者の組合変革の闘い、組合結成の契機となる闘い、破産状況下の闘い、と闘いが展開される状況は多様であり、また斗争の内容も、行政の労災認定、補償、職場改善といったものをはじめ、通院の確保、自主健診、学習会の開催などきゆめて多様である。

闘いの現状に 各地の運動の 機関誌を

更に 南大阪診療所の設立を契機として、労災斗争は命と健康を守る闘いへと広汎なものとなり、健康保険資格喪失回復斗争、地域医療運動などへの拡がりをもつようになつてきている。

情勢に応じたセンター機能

安全センターはこれら闘いの大衆的な拡がりという事実を踏まえて、今までの役割を更に充実させるとともに、新しい情勢に応じた機能を持たねばならぬ局面にさしかかっている。

健診部の設立、資料部充実への努力もその大きな柱であるが、機関誌の役割も同様に状況に側した変化を求められている。そして、その第一番目には、それぞれの領域で独自に展開されている闘いの相互交流を実現することである。運動が広がっていることは他方で分散化していることに連がることもある。それぞれの運動が、その失敗も成功も含めて、互いにその経験を

かしあつてこそ運動の拡がり、真にその力を十分に發揮できるのである。

各地の斗争交流を機関誌で

我々をとりまく情勢は日々厳しいものになつてきている。そして、その厳しさは地域・職場によつて様々な現れ方をしているだろう。労働運動の進む方向と重なつて労災斗争・生命と健康を守る闘いも、かつてのようにはなほなほさや、表面的成果の大きさでは評価できないようになつてきている。

センター機関誌編集部では今後各地域・職場での闘いがどのような課題をかかえ、日夜どのような努力が行われているのか、それらの交流に機関誌を役立てていきたいと考えている。各方面で運動・闘いを続けておられる人々からのこの企画への協力を要請します。多くの方々に企画に沿つた原稿依頼をします。御協力を！

☆とばせ☆ 改悪労働保険法

労働保険法改悪反対斗争は大阪の斗いを拠点として、現在も燃え続けている。東京でも大阪でも、多くの被災者が年金切替のための調査書を提出拒否してがんばっている。一年半にわたっての斗いは、政府労働省に

頸肩腕・腰痛、ムチ打ちが原則として傷病年金移行しない」とする方向性をかちとつた。しかし、まだまだ多くの被災者が職場復帰の道を閉ざされるのである。今回も大阪・東京の斗いを中心に報告します。

大阪

ねばり強い斗い続ける

実行委被災者同盟

大阪における労働法改悪反対の斗いは、労働保険法改悪糾弾の実行委の活動の前進とともに、再びもり上りをみせてきている。7月2日の中央労働基署への警

察導入以降、大阪労働局は極端な反動姿勢を示し続けているが、被災者を中心としたねばり強い斗いによって動搖を示しはじめている。大阪総評弁護団代表の岡田義雄氏が実行委委員長となつたこと、この斗いに共鳴する多く

の国会議員（井上一成、田中すみ子、土井たか子、矢山有作、草川昭三の各氏）が顧問として労働行政に様々な働きかけを行つていること、大阪総評が先の定期大会において、労働法改悪反対へのとりくみを再確認したことなど、それらが大きな力となつて労働行政の反動姿勢が労働者の力によつて打破される見通しが開けつつある。

実行委

大阪労働基局へ

交渉申入れ

9月6日、実行委は委員長岡田義雄名において、大阪労働局長あてに以下のような要求書を提出することを確認した。

- (1) 頸肩腕症、腰痛症、ムチ打ち症については年金移行しない旨確認すること

(2) 未付自己意見書を最大限考慮の上、年金移行についての判

断を行うこと
(3) 以上二点に突して、九月十六日（金曜日）に団体交渉を行うこと。

実行委は8月11日の会議で岡田氏を代表として再建を確認しその後、統一ビラまきなどでその体制づくりを進めてきたが、大阪府被災労働者同盟等の強い要請もあり、この労基局への申入札を皮切りに本格的な動きを開始することを決定したものである。

大阪労基

交渉に応じず

突如 退去命令

9月10日朝、実行委は約40名の労働者の参加をもって、申入書提出のための大阪労基局へおもむいた。局側は、局長、労務管理課長の不在を理由として、監

察官、庶務課長が対応に出たが、実行委の申入札趣旨説明要求に対し、終始「五名以上とは会わない」とくり返した。実行委の「代表五名は認める、他は廊下で待機する」という譲歩にも全く耳をかさず「これを拒否、押向答のあげく、庶務課長は突然、代表五名を含む全員に対し「退

去命令」を出すという暴挙に出たのである。参加労働者は局側のこのような対応に激怒したが、実行委は官憲等の導入を考慮して、後日必ずこの反動姿勢を打ち破ることを互いに約して、その場は退去した。

連日にわたり

局への要請行動

大阪労基局は翌週あけ早々の9月12日に至り、被災労働者同盟が10日に提出した自己意見書を送りかえしてくるといふ徹底ぶりを見せたが、13日実行委は全体会議を召集し、「ねばり強い継続的な闘い」を確認した。そして翌14日には、実行委代表は再度大阪労基局を訪れ、申入書書を提出するとともに、以下

に交渉を行うこと、がその内容である。
しかし、18日になつても局からは何の返答もないため、実行委事務局は9月20日と24日まで連続して申入札に対する回答を求め、行動を起すことを決めた。数名の代表による要請行動を大阪労基局に対してくり返した。

のことについて申し入れた。(1)十分に話し合うに足りる時間を確保すること(2)人数制限を行わないこと(3)早急

これでは何も話するの!

一次回答出る

9月22日 大阪労基局は 実行委の行動に挑戦するかのよう
に返答を行った。とこれによると

(1)年金の調査書類が来ている被
従者個人の問題については五組
一度に話し合いに応ずる。(2)個
人問題でなく一般的な問題につ
いては 人数を五人以内 一時
間以内 制度問題に触れない
やかましうなれば局は席を立つ
という四つの条件が満たされれば
30日の午前11時から午後5時ま
で会うという反動的な内容のも
のであった。

連続斗争を決定す

9.27 実行委全体会議

このような強硬な回答を受け
取ったあと、実行委は9月27日
全体会議を開催し、その対策に
ついて検討した。余りに条件が
厳しく、これでは交渉をもつこ
とが局のアリバイ作りに利用さ
れるだけで何ら成果が期待でき
ないという意見が強く、局指定

の30日の交渉は
見直すことが一
方で確認され
が、他方では
実行委がまたそ
の力を十分に
出し尽してない
ことが、局との
交渉を不利に
している最大の
原因であること
が指適され、強
力な戦術を打出
すことを前提に
して議論が進め
られた。その結
果として、10月
3日から7日か
けて、個別被
従者の年金移行
問題を中心にし
て、一週間の連
続斗争を行うこ

とが決定された。また、一グル
ープを5〜7人とした班を十組
編成し、交互におしつけていく
体制についても台せて確認され
た。

井上一成氏

労基局長と確認

人数制限等の内規はない

国会政府答弁は守る。

実行委顧問でもある社会党の
井上一成衆院議員は、9月28日
実行委代表とともに大阪労基局
を訪れ、約一時間にわたって寺
園労基局長と以下の点について
話し合った。ア一に、この同大
阪の労基局・署が交渉(陳情)
について厳しい人数制限・時間
制限を行っているが、これは何
か内部規則のようなものに基
くものかという点である。これに
対し局側は、明確に「そのよう
なものはない」と答え、今まで

の規制が局の一方的な判断によるものであることが明確になった。オニには、労災保険法改正をめぐって国会において多くのやりとりがあつたが、その際の政府答弁については行政に反映させるかという問題については「そのつもりだ」とした。今後実行委が国会での政府答弁を根拠として斗争道が開けたといえるだろう。

実行委事務局

大阪総評と取り

組みで意見交換

9月30日、実行委事務局は大阪総評片本組織局長を訪ね、労災保険法改悪反対斗争に対するとりくみについて意見交換した。そして、大阪総評としては、とりくむことを前提に、具体的に大阪地評労災私業病対策委員会を檢討する旨の返答であつた。

東京

症状照会会拒否

の斗争を継続

労災法改悪阻止実行委員会

阻止実行委は9月に入つてからも「症状照会会」拒否の斗争を継続し、労基署交渉の中で、未提出者に不利な取扱いをしないことを確約させてきている。

9.6 中央労基署

症状照会会の提出

は必要なし

頸腕症で休業中の被災者2名(内一名は三月末に退取)に対する督促状を撤回させ、「症状照会会」を提出する必要がないことを確認させた。さうに当該被災者に対し以下の「通知書」を送付させる方向

で検討させた。この通知書は中央労基署が20付で日本メールオーダー河田さん(頸腕症で休業中)に送付したものである。

八通知書の内容

「あなたは療養開始後一年六か月を経過して傷病が治癒していませんので、中略、「疾病の状態で働ける届出の提出を求めました。が、療養等級に該当する状態でないことが確認できましたので、さきに求めた届出は提出の必要ありません。なお届算用紙は破棄して下さい。」

9.13 渋谷労基署

再督促状は撤回

頭部外傷で休業中の神林さんに

討する再督促状と針灸治療代の
件で交渉をもち、再督促状につ
いては年金の対象とならないこ
とを認めさせ、撤回させた。ま
た中央労基署と同様のとり扱い
（通知書送付）を約束させた。
針灸治療代については一回につ
き二五〇〇円の枠をとり払う方
向で検討することを約束させた。

8.31 神奈川局

労災管理課長が

謝罪文

神奈川労基局の約束違反を4
月以降追及してきたが、8.22の
抗議斗争を経てついに謝罪文を
かちとつた。

△謝罪文△

「先般の傷病補償年金への移行
事務処理については、諸般の事
情により不適切な処理があった
ことはまことに遺憾であります。
今後は相互の意思疎通をはかり
適切に行うよう努めます。」

昭和五二年八月三十一日
神奈川労基局労災管理課長

9.20 東京労基局へ

抗議糾弾斗争

東京労基局労災管理課長千葉
は9月に入つてからも私達の交
渉申入札を拒否し、「向島労基署
の判断」業務外決定は正しかつ
た」と居直りを続けている。こ
のように被災者切捨てに終始す
る局に対し、9月20日、20団体
65名の結集をもって、千葉課長
を交渉の場にひきずり出すべく
抗議糾弾斗争を行った。

局は卑劣にもすれ札ないよう
に水をまいたり、全館ロックア
ウトという強硬な態度をとり、
交渉要求を拒否し続けた。午後
五時、全労協が仲介に立ち、交
渉に応じるよう接歩を続けたが
局側はこれを拒否。また、東京
地評の抗議にも目をかきうとし

倉田 博

なかつた。私達
は午後3時から
8時まで抗議集
会し交渉要求
ステはり、抗議
行動を貫徹した。
抗議文への連帯

署名も東京地評をはじめ20団体
と続々と寄せられ、労災管理課
一特に千葉課長の孤立化は一層
深まり、私達の闘いに對する支
援はますます強化、拡大してき
ている。10月には早期認定獲得
と同時に、さらに局を包圍し、
徹底的に追及し、行政責任をと
らせていく。

東京局管内で

一一四名が

「症状照会」未提出

「症状照会」拒否の闘いの中
で、少数ではあるが末端行政

京 都

年金切替は本人の請求で
七大都市基金支部長が要望

労基署に私達の要求を認めさせてきている。東京労基局は9月9日、労災課長会議を招集し、届出未提出者のとりあつかいを検討している。8月15日現在で114名の未提出者が明らかに
* * * * *

地方公務員災害法の分野でも傷病年金反対の斗いが大きくなりを生じてきた。その一つとして、去る9月8日付で、京都・大阪市をはじめとする七大都市の基金支部長（各市長が兼任）が連名で本部に要望書を提出した。要望書の骨子は（1）症状照会で強権的に傷病年金切替をやるのではなく、本人の請求に基づいて行うようにせよ（2）腰痛、頸腕など取場復帰可能な者

には、傷病年金を適用するなというもので、形は違つても本人同意した年金適用範囲を正面にすえた要望である。民自でいえば地方労基局長が連名で、労働省に要望したようなもので、大きな力をもつだろう。既報のように、今年の五月から、小さいながら基金京都支部に対して行われしてきた斗いが大きな波紋を投げかけたといえる。

なつた。局からの具体的指示はまだ出されていらないが、「支給差しとのし」などの攻撃を許さない斗いを今後も継続していきたい。

本 の 案 内

日本のじん肺と粉じん公害

労働科学研究所
医博 佐野辰雄 著
定価 15000円

パンフ紹介
産業医大開校を
阻止するぞ
（発行）
産業医大開校阻止現地共闘
九大労災取業病研究会
一冊一〇〇円

火燐酸による 肝臓障害の 労災認定を獲得

(全金田中機械支部 福森 博) 文責

昭和30年9月に日本転写紙に入社。当時は社長以下十数名の同族支配の小企業で平版印刷に使用する転写紙の製造販売を業務とする株式会社であった。

朝5時に起こさず、

夜9時迄の長時間労働

作業は朝6時より特殊糊炊作業が始まるが、これは小麦粉とコンスタール粉を熱湯でとき、それに燐酸・タンニン酸・ニハリ液を混入攪拌しながら、ムラがなくなると、木綿の布でしぼりながらこし出して糊を8時までにつくっておく。これらの作業はゴム手袋をつけての手作業であり、糊が顔をはじめ全身の衣服に飛散、附着するため、経口・経皮で体内に吸収され蓄積される。

工場内で寮生活をしているので朝5時にたたき起こされ、糊炊きから夜9時頃迄の長時間労働に加えて、忙しい時には2ヶ月に8回の日曜出勤、紙の乾燥

の火番に当たれば午前之時半頃まで炭火の管理をし、当日には5時起きするという勤務が続き、時間外手当は一切支給されないばかりか抗議した労働者は解雇され、有給休暇も与えられないと言う劣悪極まりない労働条件下での労働を強制されていた。

2年後に発病……

社長も同じ病で死亡

2年後の夏より肝臓悪化の兆候が表われようになり、その翌年5月より半年間自宅加療をした。その後職場復帰し近くの医院で加療しながら勤務したが、病状は好転せず、46年夏より更に肝機能が悪化していると診断された。時を同じくして社長が同じ病の肝硬変で死亡。ショックを受けた。

翌年、かかりつけの医院の紹介で住友病院へ通院、その後入院した。



退院後の軽作業も

認めず・・・再び入院

半年後、医師の指導で軽作業の条件で職場へ出たが、会社側は事務の仕事でも身体を動かすのだから、ということでの営業とカッター生産の雑務に追まわされ病状が悪化し、通院の都合で自宅付近の阪南中央病院に転医し、2ヶ月間の自宅療養をした。

職場復帰後2年程、体調不良の状態で勤務したが、昨年10月に職場で倒れ、阪南中央病院へ搬送入院し、退院後なお自宅療養中である。

認定へ向けた取組を開始

関西労働者安全センターを核とした人的つながりから、阪南中央病院のケースワーカーの連

藤さんを中心に被災者の救済にたちあがり、災害原因の調査から始め、主治医の意見書を添え、当轄阿倍野労基署へ労働災害としての認定申請をして、その証明へ向けて取り組んだ。

災害原因は、親族支配会社の悪しき特徴である低賃金・長時間の強制労働・健康無視の薬物使用等々。最低標準である労基法さえも存在しないドレイ工場が被災源であり、薬害はその一端として表面化したに過ぎない。

悪条件をのりこえ

認定獲得

磷酸・タンニン酸が人体に及ぼす影響の例は種く少数しか報告されていなく、そして、基準法で職業病としての災害薬物に指定されていなく、業務上外としての決定に作用し、長期化した。主治医を初め、病院の薬学の専門家の意見、職業病センターの医師の意見で、経皮による影響が大であると結

論づけさせた。

磷酸による肝臓障害が労災・職業病としての決定例がないため、上申事項として労働省上部へ伺いをたてるのみ、労務監督署長が決裁するか、にまで追いこまれた署長は、被災者早期救済の立場で7月21日、業務上の決定をした。

今後にも更に

奪い取りよう

今後の課題として、災害源であるところの職場環境改善、労働条件、健康管理徹底を改良に向けての取組みを前進させるよう奪い取りようを決意しているところである。

最前線

労働運動への刑事弾圧・司法
 反动化に対抗
 するためには
 背景・特徴・対策

1部 350円

発行 全金大阪地本

前線から

大阪

置村さん、腰痛の

再発認定獲得

大阪府被災労働者同盟

てをし、今年7月に同盟に相談に求められた。同盟は、置村さんの症

査請求でら級にあがるからそれでもいいでしょう、と懐柔してきたが置村さんを先頭とする被災者同盟は、これをキツパリとはぬつけ、ついに再発認定を勝ち取った。

去る8月、被災者同盟は淀川労基署と之回に

この痛みは続いた。昭和51年10月、医師と労基署は相談の上で置村さんの労災を打切つてしまった。医者は「

状が打切りの時点から現在までずっと続いており、治っていない以上打切り自体が不当である」と判断して再発認定に取組んだ。

この斗争を続け、また南大阪労働者診療所で治療をする中で、置村さんは目立って明るくなってきた。そして

同職員置村宗雄氏の腰痛を業務上

今の労災保険の制度では3年たてば打切らざるを得ない」と言い、

まず置村さんをだまして打切を行った係官（現在は西労基署にいらる）を糾弾し、続いて

置村さんに補償をしていない工事の元請会社である八尾工務店に対して企業内補償を要求して、

災害の再発として認定させた。

労基署の役人は「あなたに障害補償の3級か4級に該当する。そう

なれば今の休業補償の額とそう変わらぬし、治療も今まで通りうけられる」とだまして打切書を出させ、

置村さんは、置村さんが不服申立てをして、審

置村さんは長年建設労働者として働いてきたが、昭和48年、家の解体作業中におよそ200kgの材木をなついで転倒し、材木の下じきとなつて腰を痛めた。

それが以降8ヶ所もの病院を転々としたが一向によくならず、置村

置村さんに対する不服申立てをとりあげて、審

で話し合っている。

向によくならず、置村

置村さんにはすぐに労

置村さんにはすぐに労



徳島大学現医研

「労災職業病について」の

公南学習会を南く

9月24日、徳島大学現代医療研究会は「労災職業病について」というテーマで公南学習会を南催した。この学習会は今5回目、医学生への問題提起を行う

ために南かれ、今までも岡山大学の青山史生を呼んでの学習会がなされてい。今回は関西労働者安全センター事務局が労災斗争と現在の医学医

療問題について話をした。

参加者は35名だったが、学習会の後の討論には花がさき、身体障害者運動を行って、車イス友の会の活動家、四ツ葉牛乳の共同購入会の運動を行って、西川さんらを中心に二次会、三次会とお互いの今までの運動の交流が深められた。

吹田

化学試験室の労働者が 特化則学習会

「毎日試験管を振っている我々も自分の健康問題を真剣に考え直そう」と9月5日、吹田市役所の化学系職員が学習会を開いた。特化則の学習という事で、学習会は進められたが、「試験管を振っている程度でも有害なんだろうか」「発汗性物質がある」と聞くと、やっぱり心配だ」と議論は白熱した。結局、当面は特化則健診をきっちりやらせて健康状態の手エックだけでも十分にやっつけていこう、という事になった。

去る9月21日、定時制の伊丹市立高校の教師が労災保険制度についての研修会を行った。最近この学校の一人の生徒がケイ腕にのみり、学校をあげての認定斗争に取り組んだ。「ケイ腕の認定などされたらお嫁に

伊丹

定時制教師が 労災保険のイロハを知らせてはダメ

「定時制の教師にとっ て、労災保険のイロハも知らないではい。さらにはすまない。また自分達自身の職業病の事も考えていこう」と抗議をするなどして斗争してきた。この斗争を踏まえて南かれたものである。

9月9日全国一般郡
島友の会支部 阿佐と
よ子さんの不当解雇撤
回を求める仮処分裁判
の証人調べの法廷が閉
かれ、阿佐さん
の主治医である
松浦医師が3回
目の証人に立ち
友の会(園)側
の反対尋問を受
けた。

園側弁護士は
松浦医師がいかに
いい加減で左
翼に「偏向」し
た医者であるか
を証明しようとし、
極めて非合
理的主張をくり
返したが、遂に
松浦医師の診断自体を
正面からは争うこと
できない苦しい胸の内
を暴露する結果となっ
た。

支部結成全員公然化

阿佐さん裁判 年内結審か

都島

支部の友の会 都島 全国一般

以来、去る8月23日に
一周年を迎え、裁判提
起からもう一年余が経過
した現在、経営者の比
嘉正子が少々の弾圧を
加えてもびくと
もしない組合の
力は確立してき
ている。それだ
けにまた阿佐さ
んの裁判の意義
も大きくなっ
てきており、再び
労組と園の斗争
の焦点となっ
ている。

9日の公判で
は、裁判長は
されば年内結審
の予定で、と初
めて裁判結着の
見通しを示した。勝訴
は確信しつつも油断す
ることなく、阿佐保母
の職場復帰に向けた本
格的な闘いがますます具
体的に要請されている。

西大阪

住電労働者有志

賃金差別地労委の 審問始まる

9月 日、先に高松
登所の心筋硬塞労災斗
争を闘った住友電工労
働者有志は、地労委に
対し、活動による賃金
差別を不当労働行為と
して救済を求めていた
が、その第一回審問が
9月29日に行われた。
当日は彼らの家族・
支援者など約50名が傍
聴に参加し、会場は熱
っぽい空気に包まれた。
高松さんの労災認定に

よって住電の悪質な労
務管理が明らかになれ
たが、この闘いはそれ
と正面から対決してい
くものであるだろう。
審問終了後、小集会
が行われ、この闘いを
支援していく組織をつ
くっていくことが社会
党大阪府本部の方から
提起され、二小からの
長い闘いへの全員の決
意が確認された。

パンフ

あはかれた

住電の隠し労災

一部 100円

センターで
取組の中

安全センター健診部便り

続々と自主健診への取組始まる

安全センター健診部へは現在数多くの職場から健診の申し込みがきています。これは労働者の健康に対する関心の高まりと共に、健診を会社まかせにせず、自分達の手でやり抜こうとする考えが広まってきた証拠だと思えます。

さて、「安全センターは自主健診、自主健診って言うけれど、どんな風にしたらええんやろ」という疑問や、「自主健診をやろうと思っても会社がウンと言わん」という様な問題があります。今号から自主健診の様様を報告しますのでぜひ読んで下さい。要は「労働者の健康は労働者の手で守ろう」という考えが、あつて、やり方はむずかしい事ではありません。

① 全通西支部

会社かウンと
言ひやなくて

郵政の職場の場合、通信

病院という御用病院があつて、当局と一体となつて健診をとりしきつています。全通西支部が、組合で自主健診をやろうとしても、当局は頑として受け付けませんでした。

そこで打った手が「アンケート方式」でした。これは、医者が向診で固く事を全部質問事項にして本人に記入してもらふ訳です。まず学習会をやつて、自主健診の意味を十分に理解してもらつてから用紙を配布しました。この用紙は既に組合の手で回収され、労働研の医師が一人一人について検討を加えました。その結果、「心配なし」と「要注意」にわけ、要注意の人に ついては日時を決めて医者が職場へ出かけて、更に詳しく本人から訴えを聞く予定です。これで十分に、いや健診以上に労働者の健康を把握できるわけです。

② 全港湾 大扇分会

大扇分会の場合、組合が会社から自主健診の約束を取り付け、見積書も提出してまず合意させました。そして8月31日に学習会、その場でアンケート用紙（組合で印刷）を配布し、続いて9月1日から6日まで診療所でレントゲン撮影、9月14、16日に職場の食堂で肺機能などの検査と診察をやりました。これらの人員の割り振りなども分会がとりしきりました。診察には一人につき30分ほどかけ、医者と労働者が十分に話ができ、また組合の仲間がとりしきつていゝ事もあつて和気あいあいと進められました。

お断り：前号で「健診センター」の名称を使いましたが、安全センターとは別団体の様な誤解を生むので、今後は「安全センター健診部」とします。

南大阪労働者診療所 運営委員会から

9/17 運営委員会一回総会開く

次の一年の方向を確認

9月17日、南大阪労働者診療所運営委員会は第一回総会を開いた。運営委に参加している団体の代表約70名が参加した。

総会ではまず運営委員長の高井美信氏が診療所設立の経過の中で「労働者の命と健康を守るための運動体として南大阪労働者診療所運営委員会が結成された事や、今日のきびしい情勢の中ですます大衆は自らの斗いなくしては生活を守れない事を自覚してきた事」などを報告された。

河原はんじ大阪府会議員・島尾茂大阪市会議員・井上一成国

会議員代理の佐藤氏などの来賓のあいさつのもと、岩井会の堀口会長から、「無産者医療同盟の精神を継承した若い人々が南大阪労働者診療所を設立して労働者人々の大衆医療活動をはじめた事はすばらしい事である。本当に労働者の命と健康を守る力をもつものは労働者自身です」との主旨の報告があった。

その後、診療所所長の松浦医師が一年間の医療活動についての報告をし、「今後はもっと外へ出ていく医療体制を作る事、所内の体制を充実させ地域住民のための医療活動を行う事」を提起した。

疑いて、運営委員会事務局長

の三石氏から運営委員会の一年間の斗いの報告と、今後の活動の方針についての提案が行われた。まず、一年間の斗いの経過報告では、①健康保険資格喪失撤回の斗い、②医療隊活動、③自主健診活動、④日常診療と未組織労働者組織化の活動、等が述べられた。又、今後の方向については、①健康保険制度の拡充、特に中国医療に対する差別を撤廃させる事、具体的には鍼灸医療について健康保険が6ヶ月以上きかぬ事に対する斗い、②健康管理手帳の配布と地域医療運動の拡大、③労働者と地域住民との医療地域共闘の確立、などが提案された。



被災労働者の声

頭痛・イラダチ・物忘れ・マンカン中毒の

苦しさの中で『仲間の皆さんの励ましが
なければどうなっていたでしょう』
白木軍次

前略

自分儀、入会来（大阪府被災労働者同盟への入会。編集部註）諸先生方は申すまでもなく、会員御一同の御厚情、御指導に預かり、もはやワケ月余過ぎしました事は、ひとえに皆様方の御協力の外ない事と信じ、御礼申しあげると共に、此の後もよろしく御願い申し上げます。

マンカン病と知たのは退職後

35年余の鉱山生活も時代には勝てず、外国鉱石におされ、数百以上の鉱区も休山のウキメにあり、昭和47年に退職。思い出

多い現場の数々も残念さに到る

始末となり、妻子の居る東大阪にまいり、二・三の職につくも体の不自由の為、なす事もなくこれも持病かと思ひ悩み、病院にかかると不明同様の診断でした所、昭和51年11月、京都府マカンカン健診を知り、ワラをもつかむ思いで友人を頼りに受診、初めてマンカン病と知る。

思えば、昭和35年頃よりの不安定な身体各部の痛み、44年、頭イタ等での入院、48年度の手足、頭等での精密検査もこれと言ふ診断結果もでない有様。これも皆マンカンの為かと一時は如何に致したらと迷いましたたが

友人より八田様を紹介され、東大阪なら弁天町の松浦診療所の先生はマンカン病に對して非常に研究され、又助けられた病人も居ると聞き、暗黒に光見つけた思いが致しました。上段副会長（京滋じん肺患者同盟）も紹介状をくれ、受診にと思ふ折、岐阜県の母急病の知らせ。心ならずも受診をのびし、（母のえへ）参ったが、12月死去。

正月が ажける6日に松浦医師の診察を受けました所、日吉町検診と違い、更に精密入念、レントゲン・血液等、タン・小便は言うに及ばず、筋肉・表情・動作・発進等同じ診査。日おいて又致す診断。

被災者同盟の人々の
はげましが力に

その内には出口会長（大阪府被災労働者同盟）、宮地様に面談致し、マンカン病の事、注（種田）尚、他の病名に悩み苦しんでいる方達で作った同盟が、共

に都合い又カに成り、ハゲマシ
合う事を目的の会と聞き入会さ
して頂き、旧植田鉱業所の人に
面会致した時、驚きました。近
い年月には自分も今は人の身な
れど何時かは自分に？、又、会
員皆様方も自分の病気の様に安
じて下され、参考になる数々の
言葉頂き居る内に診断の方も進
み、2月20日頃にマンカン中毒
性パーキンソン病と診断さる。
決してカ落すな。道は南なれ
るとカ付けて頂き、その後は皆
皆様御承知の通り各署に、又遠
くは京都園部町まで多数の御協
力を頂き、自分の様な者に此の
様な事をして頂き、本当に親身
になつて頂いた各位の方々、尚
その内には諸先生方のゲキレイ
の数々、唯々感涙の外ありません。

此の様にして頂き乍も自分に
は何一つの御役に立たず、各署
へも出席も致さず申訳なく深く
お詫び申します。何とぞ御許の
程よろしくお願い申し上げます。
30年以上も妻子と別れ、鉱山

生活（月に2回程帰宅）を終り
ようやく共に暮らす時が来たと
思う矢先に此の有様、可愛い孫
とも充分に遊んでおやれず、時
折、石切神社（自宅より歩いて
約5、6分）に行き、一人ベン
チに横になり見るともなく見れ
ば孫の手引きハトに豆やる方々、
時が参るとフロシキ敷き、笑い
ながらの食事、ハア、おぼち
ヤン、ごほんが付いているしと
取ったり、取られたりする容見
た時に、ハッと自身の現在に2
人の孫に何をしてやったと思ふ
時、何んで見て居らぬまじよう
？、石切神社行も現在中止。
現在と以前取った写真等見た
りする時、何とも言えない気持
に成った折に先生方、会長はじ
め皆様の御姿を思い出し、集会
診療所内と数々の力強い御言葉
ゲキレイの言葉がなかつたら自
分がどうなつて居たでしょうか。
病の為に世間より見捨てられる
世の中ですのにもかかゆらずは
げまし、頑張れ、病気にくじけ
るな、道はあるぞ、すぐそこに

もう光が来ているとほげまさか
作の今日迄の数々、本当に有難
く、厚く御礼申し上げますと共に、
此後、よろしく御協力の程懇
願申し上げます。

書きたい事況山あれども書
けません。先般先生に御相談致
した様に、イラダチ、腹立、物
志れ、頭がイタク成り思ふ事す
ら言えず、自身がワカラナク、成
る折もある始末、想う事の十分
の一も申上げられず、後先の言
葉に成り、これにて失礼申上げ
ます。皆々様の御全快、お祈り
申し上げます。

考えがまとまらず、書くのも
思う様に参らず、何枚もゼンセ
ンを使ったそれが此の通りです。
情なくあります。此れでも若い
時は弁論大会に出た事があつた
も今は夢です。

二伸

小松様、想出のまま、又皆々
様に感謝にたえず乱文、乱筆、
読みにくい所況山あると思いま
すが、どうな悪い所アラタメテ



頂き、多少なり皆様に見て頂ける様に御願致します。
 小松さん 三日掛りました。御笑い下さい。字が思い出せず書いても自分で読めない文字のふるえ、頭がホーと成ってくるしもう何をしても駄目とつくづく感じました。
 先般集会の折、感じた事を何か書き送る様に固き、ほずかしさも外固も忘れ御送りする次第です。どうか書きあらゆる事は出来ませんが、自分の此の気持ちだけは御願下さい。

又拝



- ★ 業務上外認定の理論と実際 …… 労働省労働基準局編著
 (審査請求が行なわれた事案についての決定例及びその考え方についての解説)
- ★ 先例・判例 労災職業病 …… 労働教育センター発行
 損害賠償編 業務上外認定編 通勤災害編
- ★ 労災保険 業務上疾病の認定規準と …… 労働省労働基準局
 主な関連通達集 補償課編

8月分会計報告

● 収入		● 支出	
会費	181600	事務関係	53499
機関誌	67545	活動費	93405
*1 カンパ	131160	郵送費	14025
*2 資料代	5115	機関誌	0
*3 パンフ	700	人件費	220000
合計	386120	合計	380929
8月分423	+ 5191		
先月より繰り下	213753		
9月への繰り下	218944		

8月分部屋代・共益費・電気代・印刷
 7月分ガス代 他
 事務局居定期代、7月分電話代
 出張交通費 (東京2回名古屋1回)
 40号機送費、複写機材料、事務通信
 39号印刷費 約5.5万は (未払)
 事務局員4名一時金(17月分相当)

*1 一時金カンパ 110500円
 を含む
 *2 資料印刷費等
 *3 ハリパンフ、労災パンフ

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「週刊」

41号 昭和52年9月30日発行（毎月一回）

2月は28日

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4